

津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価方法書
三重県環境影響評価委員会小委員会 調査審議概要

日時：平成 29 年 7 月 28 日（金）13：30～

場所：津市一志農村環境改善センター 2 階 大会議室

委員：植物や生態系からお聞きしたいと思います。午前中は大学の業務があつて現地に行けなくて申し訳ありませんでしたが、いくつかお尋ねしたいと思います。現地は谷津田のような環境になっている所だと思いますが、見ていると、杉を植えたようなところ以外にも、広葉樹林化している所や、放棄水田になっているような所があります。谷津田の環境というのは、周りの雑木林とセットになって生物多様性が高い所だと思いますが、とくに広葉樹林の所、放棄水田の所、あるいは谷津田の奥の方で、湿地のような場所があるのではないかという気がするのですが、そういった所は丁寧に植物や生物を調べてもらいたいと思います。方法書 p169 の生態系のところで「動植物の調査結果から注目種・群集を選定し」という調査手法の所なのですが、先ほど動植物調査の結果を踏まえて、注目種や、その餌場環境がどういう影響を受けるのか調べていきたくとおっしゃっていました。もちろん注目種がどうなるかも大事だとは思いますが、生態系として捉えた時に、水田の部分と周りの雑木林のところがセットになって成り立っている、この生態系というものが、どういう影響を受けるのか正しく評価されるようにしていただきたいなと思います。まだ方法書の段階だから、これからもう少し具体的なものになっていくのかもしれませんが、周りの森を改変した時に、たとえば田んぼ及び周辺の所ですが、谷津田の下の方がどのような影響を受けるのか、といった視点をもう少し盛り込んでいただきたいなと思いました。

直接、生物のこととは違いますが、方法書 p143 で気温の調査地点が 3 点挙がっていたと思いますが、この 3 点でよいのでしょうか。事業実施区域の真ん中の水田の部分を調査地点として設けなくてよいのでしょうか。T-1～3 というのはいずれも事業実施区域の外側、集落にとって重要だとは思いますが、真ん中の水田の所はもちろん使われるわけですよ。そうしたら、このあたりの気温がどうなるのかも重要だと思いますが、いかがですか。

事業者：まだはっきり決まっていないので、今日お話しできなかったのですが、囲まれた田の中、谷の中の水田、水田でない部分、水田はもちろん使われていますので、そこで気温を測定しようと考えております。あとは先ほどご指摘いただいた生態系の考え方が、樹林などに関連して注目した種の選定等を心がけていきたいと思っています。ありがとうございます。

委員：先ほど気温を重要視されているということでしたので、調査地点が、これで十分なのかと思ってお聞きしました。また気温と同じような部分なのですが、方法書 p152 で、

地下水も 3 地点決められているような事が書いてあったと思うのですが、これも調査範囲となっていたので、具体的にはどこか分からないのですが、3 地点で良いのかわからないのでお尋ねしたいのですが。

事業者：基本的に裏川を挟んで事業地側というか、民家があるところ、主に使われているのが波瀬の集落という所で、波瀬の集落の高い所と低い所で地下水位の地点を設置しております。波瀬の裏川を挟んで事業計画地側までに 1 地点設定しているということで、それと、移動調査によって等水位線が引けますので、おそらく地下水の流れが判明するだろうと考えています。地元の方に聞きましても、波瀬の集落には井戸がありまして、南の方から水が来て、高い所から低い所へ行っているという事も言われておりますので、その 3 地点で十分ではないかと。だから波瀬の青の所の東側の境界、ここが一番中核で高いところに線を引いています。この部分から裏川の方に流れていく。たまに、地形に沿ってない場合もあるのですが、ここはそうでないと考えています。それについては今後調査を予定しています。

委員：今の段階で、地下水位に関してはそれでよいとは思いますが、土地の造成工事を行ったり森林を伐採すると、確実に雨が降った後の水の流れが現在と異なるようになると思います。現に存在する生物がどうなるかだけではなく、森林はもっとたくさんの機能を持っていますから、その一つが水に直結してくのではないかと思います。そこで水に関して、幹事意見への見解として「この事業では地下水の定常的な揚水を予定していないため、地盤沈下を評価項目から除いている」ということですが、行った方がよいという幹事意見に私も賛成で、森林を伐採した時にどのような影響が生じるかといったとき、水の流れは変わるのではないかと。そうすると地盤の評価も行った方がよいのではないかとと思うのですが、いかがですか。

事業者：それにつきましては、地下水に関してはどうなるか予測をしていこうと思っておりますが、地盤沈下は、もともと地下水の汲み上げによる地盤沈下という観点から設定された項目だと思っておりますので、ここでは当てはまらない考えということで、地盤沈下という項目は除かせていただいています。ただ、地下水に関しましては、地下水という所で予測評価を行いますし、調整池の沈下等があるのではないかという意見もありますが、それについては地形地質の所で予測評価をしていこうと考えています。

委員：森を伐採したら、水の流れが変わるのではないかと単純に思うのですが。しかも造成する部分もありますよね。だから地下水を揚水しなくても森林を伐採して造成工事を行ってパネルを設置したら、水の流れが変わって、変わったならば、地盤沈下に繋がるようなことが生じたりしないのかと思うのですが。あまりその辺は専門ではないのですが、どうでしょうか。森が土も支えているし、水も支えていると思うのですが。

事業者：たしかに、降った雨が表流していく分と、地下水に入り込む分が将来的に変わってくるのは確かです。それによって変わるのは表流水と地下水の水位であって、地盤沈下にまでは評価されないと思いますが、再度アドバイザー等に確認して、考えさせてい

たきます。

委員：わかりました。私からは以上です。

委員：方法書 p13 の造成計画図を中心に質問等させていただきます。非常に大量の切り盛りの工事をされるということで、それぞれの面積。盛土の面積、切土の面積が書いてあるのですが、この段階で残土は出ないのですか。

事業者：場内でバランスを取っております。

委員：そうすると、ゼロということ考えて良いのですね。

事業者：そうです。搬入、搬出はありません。

委員：それから、切土をすると水系が変わると思うのですが、それが影響して県道の方へ水が流れやすくなるとか、そういう事はないのですか。特に切土のところ。そのあたりは考えていますか。

事業者：現況の谷に水が流れるよう、排水路を設置する予定ですので、基本的には今の流れを変えないようにと思っています。

委員：それから、切土をする場合は、岩盤が硬いと思うのですが、発破作業を想定されているのか、されていないのかどうですか。

事業者：現地点でボーリング調査等をしておりませんので、現時点では発破は行わない方向で考えています。

委員：どうしても岩盤が硬い場合はする必要がありますね。その時はどこかに反映されるのですか。準備書の段階とか。

事業者：それにつきましては今後調整しまして、新しい項目として追加して、準備書で予測評価を行わせていただきたいと思います。

委員：今、少し言いましたけれど、水系が変わるという事で、現在ある水田への影響は、まったくないのですか。水が枯れたりすることはありませんか。

事業者：この周辺の水田は下流にため池があり、そこからポンプアップで上に持って行って、各水田に水を入れています。降った雨水がこの流域に入ってくるというのは変わりませんから、水は確保されると思います。

委員：もう一つありますが、谷の部分に盛土をされるということですが、その場合、下にある岩盤と、盛土する土の状況がまったく違うので、どのように処理されていくのですか。というのも、やはり地すべり等が起こる可能性が出てくるのですが、そういった場合はどのように造成していくのかなと思います。

事業者：一般的には段切りをして地盤と盛り土が一体になるように行っていきたいと思えます。

委員：それから、次の準備書段階で結構ですが、この平坦化した土地の断面を描いていただいて、その上にソーラーパネルが乗った図を描いてください。それと地形断面図も書いていただきたいと思います。いかがですか。

事業者：断面図はありますので、地形もあわせて作りたいと思います。

委員：最後に一つだけお聞きしたいのですが、地域の方はこの太陽光発電所についてどう思ってみえますか。

事業者：現在 85%くらいの方は賛同いただいています。残りの方というのは、今回の計画地の谷の水田の耕作者の方、ここで実際に水田を所有されている方が 42 名いらっしゃるのですが、その方々のなかで実際に耕作していらっしゃる方が 10 名弱、その方たちから言われていることが、やはり安心出来る材料を事業者側からもっと出してほしいということで、キャッチボールをしているところでございます。水田の地主さんにおいても、他の方に任せて作ってもらっている地主さんに関しましては、ほぼ皆さん賛同いただいております、ただ実際にメインとなって作っていらっしゃる方は、もう少し安心材料が欲しい、いろんな見解が欲しいという状況でございます。

委員：それに対しては、どう答えてみえるのですか。

事業者：それに対しては、気温の件、造成中の工事の音もありますが、水の災害に関して一番気にされていますので、そちらに対して誠意をもって、それに対してまたこういったことはどうだということ意見をいただきながら、皆さんに説明させていただく機会をとっている状況です。

委員：住民の方の不安があると、事業として成り立っていかないと思いますので、そのあたり十分に払拭してもらうように、十分な努力をお願いしたいと思います。

事業者：わかりました。

委員：ちょっと想像がつかないので教えていただきたいのですが、残置する森林というものがありますが、今ある森を手付かずのまま全部残すのか、それとも植え直したり、整備するとかそういうことはありますか。

事業者：方法書 p8 の図で濃い緑に着色されているところ、これはそのまま残置して残すこととなります。

委員：事業予定地の森林の外側だけ薄く残すということはどうかという気がします。方法書 p8 の図を見ると、調整池ということは水が常時溜まっている訳ではないかもしれませんが、もともと山だったところに水が溜まった状態にするという事は、周囲に何か影響が生じるのではありませんか。

事業者：調整池ですので、基本的には調整された水が常時流れていくということで、滞留しないということになると思うので、長時間ずっと溜まりっぱなしということはないと思います。

委員：そういうことですか。ちょっとそこがよくわからなかったのです。

今日見せていただいたところで、山の周りの畑や水田に網が張られていて、獣害対策とお聞きしたのですが、この森林を伐採してしまう事で、ここに住んでいた獣はどうなるのでしょうか。獣害がこれ以上広がることはないのでしょうか。

事業者：ソーラーパネル設置域、開発区域の外周にはフェンスを張りますので、ソーラーパネルの部分に生き物が住む棲む場所になることはまずないです。ただ小型の哺乳類は移動できると思うのですが、大型のシカやイノシシの中には住めません。当然ながらここにいたものに関しては、工事によって追い出されてしまうということで、獣類もおそらくゴルフ場の方には行けないと思いますので、もっと南側の集落を越えた方に移動するという予測になるかと思います。

委員：予測の結果、移動する獣はどうなるのですか。どこかに迷惑がかかることになれば、退治するしかないのでしょうか。

事業者：そこは今後、地権者・地域の方々とのコミュニケーションの中で、どうしても駆除して欲しいという要望になるのではないかという気はするのですが、まだ話が具体化しておりませんので、今この場で駆除するということは申し上げられないですが、何らかの対策はあるかと思います。

委員：お願いします。

委員：まずこの事業の目的として、方法書 p2 の前置きの所にいろいろ書いておられるように、二酸化炭素の排出量を減らしましょうという事だと思うのですが、その効果はどの程度か実際に計算をされているのでしょうか。電力会社がどれだけ買ってくれるのか、それによって火力発電の実際の使用燃料がどれだけ減るのか、見込みを計算されてはどうかと思います。それはしていただけますね。

事業者：今回の太陽光パネルの発電量に相当する、火力発電で使用する燃料で発生する CO₂ を計算する。計算上はこれくらいの石油の量に該当しますというのは計算で出せると思います。

委員：特に最近、買取りが制限されることがありますね。そういう事を何かしら考慮に入れる必要があるとか、火力発電所の出力を上げたり下げたりすること自体が、車と同じように燃費が悪くなるとか、そういう事を最近よく聞くようになっていきますから、ぜひ考慮に入れてください。それからこのページで同じく気になったのが、これまでも太陽光発電施設の事業化が計画されては立ち消えてきた。と書いておられるわけですが、その理由を教えてくださいませんか。

事業者：今回の地域での計画が消えたということは、どうしても事業者の信頼性というところもありまして、弊社は地元で事業をやっている会社ということで、最終的に白羽の矢が立ったというところがあります。

委員：白羽の矢が立ったというのは、地元から来てくれと言われているという意味ですか。

事業者：そういうことではありません。このような太陽光事業というのは、どうしてもできる会社、できない会社というのがたくさんありまして、最初にやろうとした会社が最後までできない場合が日本全国どこでもあります。その中で、三重県で事業を営んでいる弊社であればできるという事で、この事業を継承したということがあります。

委員：あまりよくわかりませんが、自主的に事業をあきらめた会社が幾つもあるということですか。例えば融資が受けられないとか。

事業者：そうですね。そういうこともあります。

委員：つまり、私が聞いたかったのは、地元の人が嫌がるからやめたのかと思ったのですが。

事業者：地元の人が嫌がれば当然そういうこともあったかもしれませんが、いろいろな要因があってできなかったということになっていると思います。

委員：わかりました。次は幹事意見とその見解に移りたいのですが、幹事からの意見の 2 番目の、伐採した樹木を云々という見解ですね、これは事業者がしっかり答えてないと思います。業者に任せて処理してもらって、そんな答えでいいのですか。いくらなんでもひどいのではないですか。

事業者：すべての工事、どれも一緒なのですが、事業者としては様々な工事を発注していきますので、そういった会社に施工計画を知らせて、しっかりと処理させるというような考え方で進めるという意味の回答です。適切に処理をするということですので、今の段階では産廃処分するというのではなく、バイオマス発電に持っていくというところもあれば、チップにして何か有効利用するところもありますので、事業者として適切に処理をさせるということをしかりと見守る必要があると思っております。

委員：私が言っているのは、例えば現場で粉碎・破砕する予定なのか、そうではなくバイオマス発電のために持ち出すのか、それぞれで選定する項目が変わってくるわけですね。そこで、幹事が言っているのはそういうことだろうと思うのです。それについて何か答えられるべきではないですか。ちゃんとやるからいいでしょということではなくて。

事業者：伐採して外に持ち出せるような形まではもちろん加工します。短く切って搬出できる長さにして、あとは業者に委託する形になるかと思えます。

委員：そうであれば、そう答えてもらえばいいのではないのでしょうか。そういうつもりで答えられたのかもしれないけど、分らないです。

それから幹事意見への回答でもう一つ気になったのが、p4 のヤマネの件です。事業実施区域周辺に限定すると生息の可能性は低いのかもしれないですが、幹事が言っておられることは、最近松阪でヤマネの形跡が見つかっています。これまで松阪では見つかっていなかったけれど、居る可能性がある。ですので、ここでも可能性は低いというわけでもないと思うのです。もし低い確率でもヤマネが居た場合に、知らずに洞を潰してしまうなんてとんでもない話ですから、やはり、しっかり対応していただかないといけないと思います。

事業者：わかりました。単箱調査をさせていただきます。

委員：ぜひよろしくおねがいします。次は p138 の環境影響評価技術マニュアルのことですが、事業実施区域から 200m 程度の範囲、影響範囲 200m 程度というのは、マニュアル的にはそうなのでしょうが、このアセスでも例えばネコギギはもっと下流まで離れた所ま

でというのも、特に水の流れに関連するものであるとか、あるいは動物であるとか、そういうものは200mでは狭すぎると思います。特に気になるのは鳥ですね。鳥の調査、特に広い範囲が必要な猛禽類ですね。これについてはなるべく広い範囲でやっていただきたいなと思います。これは今すぐ答えていただかなくて結構です。

p148の水質は専門外なのですが、今はほとんどないのかもしれませんが、ソーラーパネルにはヒ素が含まれていますよね。それ以外にもコンデンサーの鉛など様々なものが含まれていると思うのですが、それらが溶出していないかどうかということを知るためには、やはりソーラーパネルの成分を設置前の段階で調べておく必要はないでしょうか。生活環境項目等ではカバーしきれないと思うのですが、いかがですか。

事業者：まだソーラーパネルのメーカーまでは決定出来ていないのですが、現在はRoHS指令に基づく基準を満足したパネルしか設置出来なくなっております。RoHS指令や環境省の指針でいきますと、鉛はハンダの関係で溶出するようです。要は、そういったものが溶出するという事は、パネル自身が既に劣化して発電出来ていない状況ですので、速やかにパネルを交換撤去する状況になると思います。それが実際出たらどうかという調査は、事前の調査となると土壌の特定有害物質、土対法関係の調査をすることによって把握出来るかと思えます。

委員：土壌の方がいいのか水質の方がいいのか全くわかりませんが、適切な形でやっていただくと、何かあった時に説得力を持って、事業が原因で出ていませんと言えると思えます。

事業者：水質に関しまして、今ここにあげているのは濁水であったり、生活環境項目と水生生物の項目なのですが、一回だけになります健康項目、ヒ素や鉛を含んだ項目について水質調査を追加いたします。

委員：ありがとうございます。本当に水質の方がいいかどうかはわかりませんが。

事業者：先ほどRoHS指令の話がありましたが、環境省の方で粉碎しての溶出試験などをやられていまして、鉛が少し出る以外はヒ素が出てこないということで、そこは考慮されています。

委員：わかりました。それからp161の陸生動物調査地点ですが、オレンジ色の点といいですか、調査地点が6つありますが、植生などを考慮してこのように配置されていると先ほど伺いましたけれど、実施区域のもう少し内側はないのですか。まさに周囲ばかりですね。特に標高などを加味すれば、内側の高いところで1ヶ所あったほうが多様な環境を反映できるのではないかと思ったのですが、いかがですか。

事業者：ありがとうございます。丸の大きさがだいぶ大きいものですから際に見えるのですが、これでも50m以上100m近く内側に入れる予定でいます。ただ、委員がおっしゃるように標高と言われてしまうと、これでは把握出来ませんが、植生図を見ていただくと分かるように、ほとんどがスギ・ヒノキ植林になっておりますので、その中でどうでしょう、1地点だけでも十分でしょうか。

委員：スギ・ヒノキ植林ではない場所に増やしてほしいと思います。

事業者：まとまった群落ということであれば、参考に出来るのが現存植生図になりますので、p67の図で言いますと、コナラ林は比較的端の方、南側の東側の方に固まっているくらいしかありません。ですので、そこくらいしか置く事が出来ないと思います。そこで、こちらに置いてある地点だけをそちらに移動させる。近い所にひとつ置いている調査地点をそこに移動させることが考えられます。

委員：それでも良いのではないかと思います。

事業者：それでは、そのあたりを配慮していきたいと思います。

委員：調査地点でもう一つ言わせていただくと、この地図ではっきりわからないのですが、湿地のような所が入っていれば、カスミサンショウウオも生息の可能性がありますし、それ以外の水生昆虫もそこにいるかもしれないので、調査方法として、ピットフォールトラップをぜひお願いしたいと思います。

事業者：p13の切り盛り図を見ていただくとわかると思いますが、緑色の盛土をしようとしている所は、ほぼ谷です。委員が言われた谷津田になっている所になりますので、こういった所ではカスミサンショウウオが、隣のアセスでも出ておりますので、そういう湿地環境の所もあるということで、今後いろいろな動植物調査をやっていきたいと思っています。

委員：そうですね。カスミサンショウウオがいるような所も大事だと思いますし、もう少しだけ乾いているような所も丁寧に調べていただきたいと思います。

p162の猛禽類のところ、猛禽類の調査地点が調査自体に影響がないよう事業区域の外側に設定されていると思いますが、中に入り込んでいる水田のあたりは見えませんか。南東の所から見えるのでしょうか。

事業者：今置いている地点は四方向から内側を見て、サシバにしてもオオタカにしても、飛び込むところが見つかれば、それからはまた林内調査を行ったり、中に地点を置いたりして、適宜視点を変更しながら調査をしていくことになります。なお、必ずすべての調査をこの4地点だけでやっていくということではありませんので、出現状況に応じて事業実施区域のなかで、東側に置いてある地点をもう少し内側に持ってくる必要があったり、北東側に置いてある地点はもう少し違う所が見えるように移動させるとか、そういった形で、準備書が出来る頃には日によって調査地点が変わるような格好になると思います。

委員：それが移動定点というものなのですか。

事業者：いえ、違います。移動定点というのは、点を定めずに移動しながらの調査になりますので、おそらく準備書になりますと、今がSt-1から4までとすれば、St-1から10になったりします。それで何月何日の調査は1,2,3,4でやりましたから、何月何日の次の何日は1,2,5,7でやりましたとか、そういうふうに出現状況に応じてどんどん地点を増やしていくことを言います。

委員：それが移動定点なのですね。矛盾した言葉ですね。

事業者：移動定点というのは、移動しながら定点観察をしていくものです。なので、点を配置したところに関しては、定点です。

委員：なるほど。定点ですね。わかりました。方法書の段階で言う事ではないかもしれませんが、先ほど申しましたように、鳥に関しましては 200m では全然済まないものです。だからまわりがほぼゴルフ場みたいなものですけれど、少し離れた所で営巣しているような鳥などにも、ここがソーラーパネルで覆われる事によって、いい場所ではなくなると。つまり、少し離れた営巣地を求めるといような事があると思うのです。そのような事についても評価していかなければならないと思います。

事業者：今でも調査地点が 200m ほど飛び出している地点があつたりしますが、どうしても今ゴルフ場になっているエリアに立ち入ることはできませんので、可能な限り調査地点側ではない反対側、後ろの方を視野に入れながら調査をやりますので、もう少し離れた所で営巣が見つかればそのあたりも明らかにしていきます。

委員：それに対する影響もなにがしか考えて評価していただけたらいいなと思います。常々そのあたりは環境アセスで不満に思っている所です。営巣地、営巣木がないから、まあいいだろうというのは。他で餌が取れるから大丈夫ですと言われると、絶対そんな事はないと私は思います。

それから、ネコギギのことですが、p168、波瀬川と裏川ですか。裏川には記録はなく、波瀬川にあったということですよ。もういないのかもしれませんが、やはり希少な大事な魚ですし、よく調べていただきたいのですが、堰が出来たりして川が埋まってしまって、どんどんここだけではなく減っていると思うのですが、先ほど見た感じだと、この W-5 より少し下の方ですね。おやつカンパニーの少し下の川が曲がっている所とかであれば、まだ住めるかなという気がします。おやつカンパニーの少し下ですね。

事業者：そこは浮石がたくさんありましたでしょうか。

委員：いや、車から見ただけだからはっきりは分からないですけど、どうでしょう。

事業者：かなり砂が堆積しているのが見えたのですけれど。浮石が見えなかったの。

委員：ちょっと確認していただいて、少しでも可能性があるなという事であれば調査地点に加えていただけたらと思います。

以上で一応全部言いました。でも私が一番気になっているのは、高いところに水を溜めて、しかも盛土と元の所の境目に水が入らないのかという部分が非常に気になりますね。たぶん下に住む人は誰でも怖いなど、気になるのではないかと思うのですが。最近、想定外の雨が降りますし。溜まった水は調整池からどちらの方向に流れるか書いてありましたか。

事業者：方法書 p8 の、基本的には現在の山の尾根を境にして、流域を変えないように両側の水路、真ん中の水路か左側の水路に流すようになります。細かい所まではまだ確定していないのですが。

委員：調整池のどこから水を流すかは決まっていないのですか。

事業者：一回中の方に貯めて、中から下に落として地下水路で流します。

委員：パイプを通してという事ですね。

事業者：そうですね。

委員：すごく気になります。専門家ではないから上手く言えないけれど、すごく気になります。ちょっと長かったですけど、私からは以上です。

幹事（大気・水環境課）：冒頭のご説明であつたのですが、除草剤を使う必要がなくなったということで状況が変わったのかと思いますけど、具体的な理由等あれば教えていただきたいというのが一点。それと委員がおっしゃった事なのですが、幹事意見の2-1で具体的にどうするのかというお話をいただいたのですが、もし先ほどの現場である程度の大きさに、運べる大きさくらいには破碎するというお話だったかと思うんですが、その場合使う機械とか型式によっては騒音とか振動の規制がかかるケースも出てくると思いますので、そういったこともふまえて騒音振動を選定する必要はありませんかという問いかけになっているのですが、そのあたり、今後もし一定程度の騒音・振動が出るとなれば、評価項目に加えていただく方がいいかと思いますので、その辺の検討も今後お願い出来ればと思います。以上です。

幹事（みどり共生推進課）：すでに希少猛禽類のところに入られているということなのですが、猛禽類の中で希少猛禽と言っているのは、どれに該当するのですか。

事業者：種類の事ですか。一応基本的にはトビ以外の猛禽類を全て記録するよう計画しています。

幹事（みどり共生推進課）：希少猛禽類の調査は二営巣期で実施してもらっていると思うのですが、トビ以外の猛禽類については二営巣期で調査をされると。

事業者：そうです。

幹事（みどり共生推進課）：わかりました。環境省がオオタカを国内希少種から解除するか、他の猛禽類を国内希少種に指定するという事もありますので、そのあたりが気になったので聞かせてもらいました。そういうことであれば大丈夫かなと思います。

幹事（治山林道課）：林地開発の関係を担当させてもらっています。幹事意見以外で、方法書の段階でどうかとは思いますが、質問ではなくて意見なのですが、盛土、切り盛りした上の造成面に調整池を造られるという事で、完成形は一応 p8 の土地利用計画平面図にも上がってはいますが、一つ気になるのは、造成中に仮設で防災施設を設けないといけないと思います。結局のところは、洪水調整池完成後でないと調整池が出来ないという問題がありまして、造成途中についての仮設の沈砂なり洪水調整の計画をどのように考えるのか、そのあたりをご検討いただけないかなということでお願ひします。以上です。

事業者：そこはまた詳細に検討させていただきます。

幹事（地球温暖化対策課）：幹事と言うよりも、事務局の立場で委員からのご質問、事業者からのご回答で、噛み合っているのか噛み合っていないのか理解できなかったところがありますので、質問させて下さい。地下水の水位のことですが、幹事意見 p3 の 5-3 について、地下水の水位のことについてお二人の委員が触れられたと思いますが、ここでの事業者のご回答が、地盤沈下を評価項目から除いておりますという答えになっていると思います。方法書 p129 の評価対象項目の選定結果ですが、地下水の水質及び水位のところ、一番下の水位の所については、工事の実施の所、施設の供用の所、両方丸を付けていらっしゃるのですが、p130 の上から 4 つ目、その他の環境の地盤の地盤沈下量には丸が付いていない。お二人の委員も地盤沈下の事は特におっしゃってなくて、大規模な切土盛土をすると水の流れや水位が変わるといったお話をされていたと思います。そこで、お二人の委員が懸念されて質問された部分は、この p129 の一番下の所に丸が付いていることで良いのかどうか、さらに言うと、p152 の地下水の調査の手法とその選定理由、p153 の予測の手法とその選定理由とありますが、ここに書いてある内容でお二人の委員がおっしゃったことが解決されているのかどうか、そのあたりが分からなかったので、改めて、委員の方々、それから事業者の皆さんに確認させて下さい。

委員長：まず、質問された委員、今言われたような理解でよろしいですか。ちなみに p129 の一番下の一つの四角に書いてある、塩分、水温、透視度、色、濁度、電気伝導度、水位等、これはセットで必ず調べるという事ですか。

事業者：ここでひとくくりにはしていますが、調べるのはここでは水位と。

委員長：水位を調べるのですね。そしたらそれでいいですかね。

事業者：水質というのは、地下水の水質という項目として、水道水質基準を調べます。

委員長：委員どうですか。これでよいですか。

事業者：地盤沈下量というのは、県の技術指針でも、地盤のところについては地盤の状況と地下水の状況を調べなさいということなので、基本は地下水くみ上げによる現況地盤の沈下というものを対象にしているものと考えてこのようにしています。

委員：わかりました。他の水位をしっかり計ってもらえれば結構です。それが地面にも影響していくのではないかと思ったので。水位自体を測っていただけるということであれば了解しました。

委員：私はそういう意味ではなくて、地下水の流れを調べてほしいということでした。地下水、いわゆる湧水の流れや、そういったものを考えていただきたいという意味で言わせてもらいました。

事業者：現在、集落の方につきましては、井戸調査をしておりますので地下水の流れがわかります。等水位線がひけますので。ただ、事業地周辺では、ほとんど民家が無く井戸がありません。地下水のボーリングを一本掘っておりますので、水位は分かりますが、

流れの方向まではちょっと難しいなというのが正直なところでは。

委員：極力要求してください。

委員長：ありがとうございました。今の内容でいいですか。

幹事（地球温暖化対策課）：はい。自分では十分理解出来なかったものですから、そこで齟齬があってはということで質問させていただきました。

事業者：ありがとうございます。助かります。

委員長：流れの方もなるべく調べていただきたい。私もそう思います。